

**様式第五**（第6条関係）

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

平成30年11月1日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

東京都港区虎ノ門 4-3-1  
城山トラストタワー35F  
ドキュサイン・ジャパン株式会社  
小枝 逸人

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4. に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 事業目標の要約

弊社は合意形成のデジタル化をクラウドサービスとして提供している事業者です。弊社お客様は、申込書、契約書、受発注書等、旧来紙ベースで処理していた書類について、弊社サービスを活用してデジタル化を実現しています。

弊社お客様や見込み客より、建設工事請負契約のデジタル化の要望を数多く受けており、弊社サービスが対応することで、建設業界におけるプロセスのデジタル化を更に推進できると考えています。

(2) 生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

企業並びに消費者の方々が日々直面されている、紙ベースの煩わしい手続きを、弊社サービスでデジタル化することで解消し、更には生産性の向上やコンプライアンス強化を付加価値として提供できます。また、他のシステムとの連携を強化することで、プロセス全体のデジタル化を実現することができ、紙のスキャニング、複写、記載内容のデータ入力作業等、人が関与する業務プロセスを改善することが可能となります。

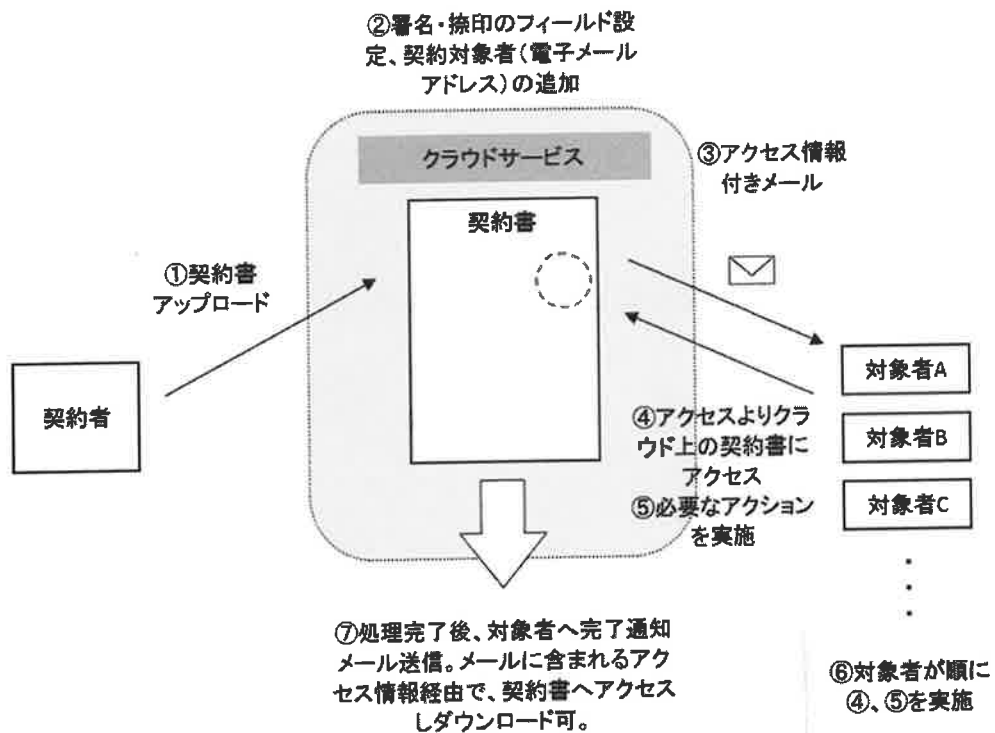
## 2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

- ✓ クラウドサービス提供事業者
  - ドキュサイン・ジャパン株式会社
- ✓ サービス利用者
  - 建設工事請負契約の対象者



✓ 事業概要

- 建設工事請負契約のデジタル化をクラウドサービスとして企業ユーザー並びに一般個人ユーザーに提供しています。提供サービスの利用方法を以下に記します。
- ① 弊社サービスご契約者は、建設工事請負契約書を弊社クラウドサービスにアップロードします
  - ② 契約処理を実施する対象者の情報(電子メールアドレス等)を追加して、ドキュメント上に合意形成の証となる署名や捺印を実施してもらうためのフィールドを定義して送信します
  - ③ 合意形成の対象者に、電子メールで建設工事請負契約書へのアクセス情報が含まれた通知が送信されます。
  - ④ 対象者は、指示に従いDocuSignクラウド上で管理されている建設工事請負契約書にアクセスします。アクセスの前に追加認証を設定し、本人確認の精度を向上させることもできます。
  - ⑤ 対象者は、表示されるガイドに従い、必要なアクションを実施し(例えば、電子的な署名や捺印)、処理を完了します。
  - ⑥ 次の対象者に電子メールで通知が送信され、対象者は④ - ⑤の作業を実施します。
  - ⑦ 全ての対象者の処理が完了後、弊社クラウドサービスから各対象者へ完了通知メールが送信され、通知メールに含まれているアクセス情報経由で、弊社クラウドサービスで保管している合意済み建設工事請負契約書へアクセスすることができ、印刷やPDFファイル形式でダウンロードすることもできます。



### 3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2018年11月	グリーゾーン解消制度による適用の判断
2018年11月	適用可の場合、建設工事請負契約への対応をアナウンス
2018年12月	同契約のサポート正式開始

### 4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。

- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

#### 建設業法施行規則

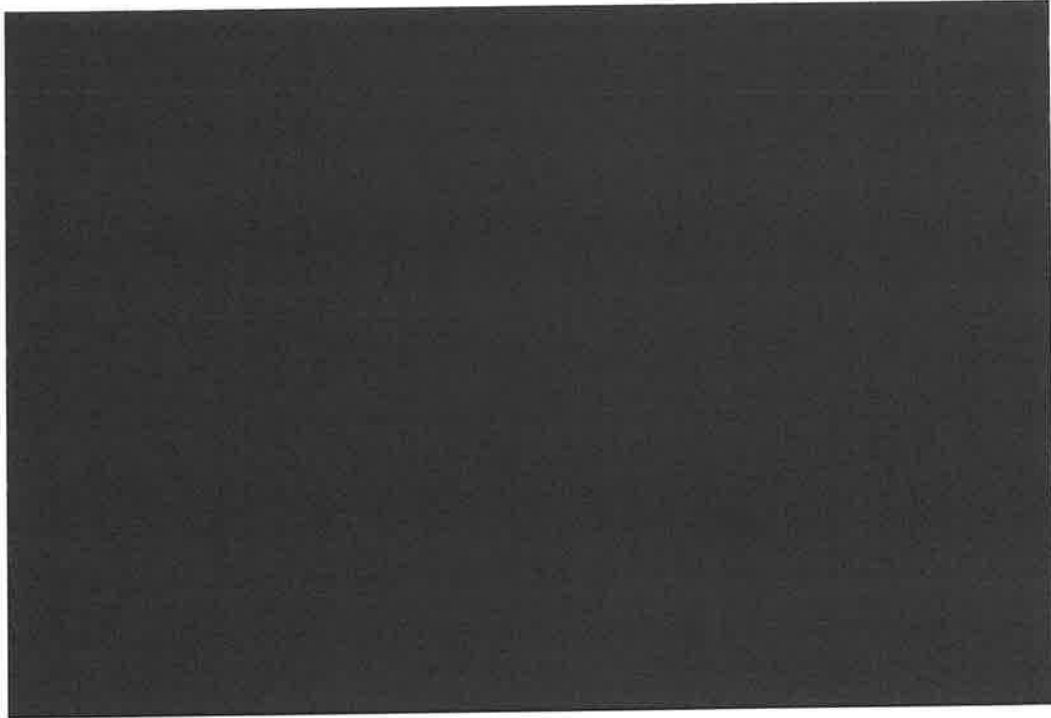
(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の二 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
  - 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

## 5. 具体的な確認事項

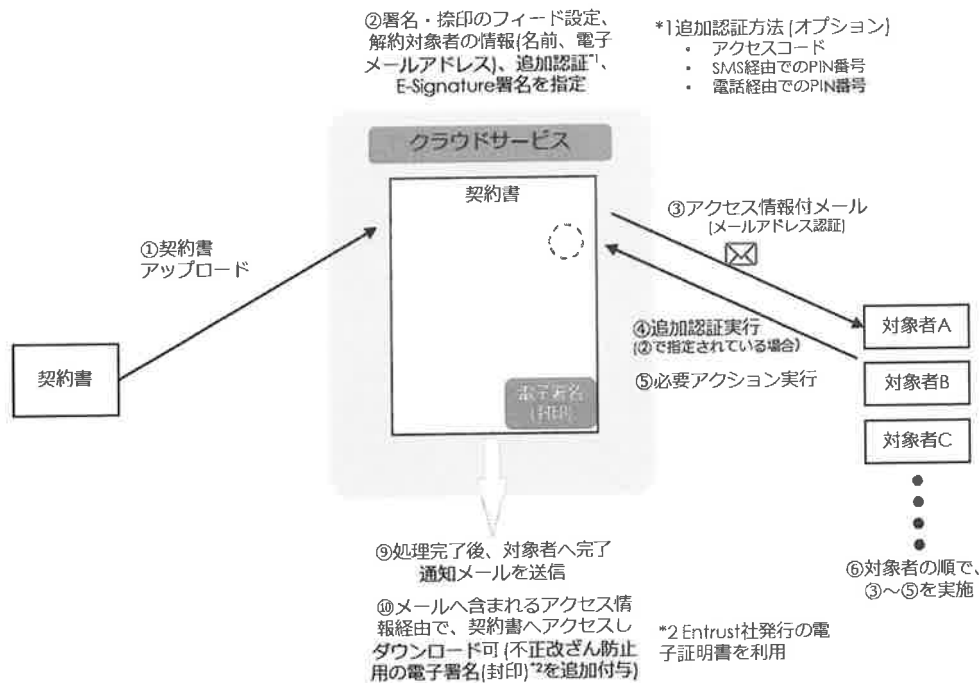
弊社が提供しています下記2つのサービス方式が、建設業法施行規則第十三条の二第二項に規定される技術的基準を満たしているか否かについて、各々についてご確認頂きたい。



### (1) E-Signature方式

- ・当社クラウドサービスアップロードされた電子文書に対して、各署名者が合意の証として、自身の署名や電子印影をイメージとして追加するサービス形式
- ・履歴情報（署名時間、署名者、アクセス場所）と、電子文書を共に弊社クラウドサービス上で管理
- ・必要に応じ、電子文書の署名等に関わった関係者（署名者・承認者並びに作成者）が、合意完了済みの電子文書と、署名・電子押印等の履歴が記載された証明書を、PKIの電子署名（Entrust社管理）を付与したPDFファイルでダウンロード可能。

当該サービス方式では、各署名者の電子署名は、PKI形式ではありませんが、署名の有効性と電子文書の非改ざん性については、弊社クラウドサービスで保証しています。詳細は下記をご参照願います。



A) 第三者による電子文書改ざんへの対策

電子文書は、弊社クラウドサービスへアップロードされた際に、暗号鍵で暗号化されます。

この暗号鍵の管理については、定期的に実施している外部認定機関の外部監査や適格性の審査を受け、適切に運用しています。

実質、電子文書を暗号化した暗号鍵へのアクセスは、システムでしか対応できない仕組みとなっており、人が直接アクセスできない形となっております。システムの変更や運用のプロセスに関しても、外部監査や適格性の審査を受けております。

電子文書への署名追加等の処理に関しては、全て弊社の安全なクラウドサービス上で実施し、改ざん防止や電子文書の完全性を保証しています。

B) 署名者本人の真正性

弊社クラウドサービスでは、より安全性の高い本人確認(真正性)を実現するため、複数の認証方法をサポートしています。

i. 基本認証要素 + 追加認証要素を組み合わせた多要素認証を要求することで、電子メールより強固な本人確認性を担保可能

(ア) 第1認証要素

- ① 電子メール
- ② ユーザー認証情報(ID/パスワード) 注)署名者がアカウントを保有の場合

(イ) 第2認証要素

- ① アクセスコード
- ② ショートメッセージサービス PIN番号通知
- ③ 電話認証

- ii. 署名者が弊社サービスのアカウントを保有している場合には、企業の認証基盤とフェデレーション連携し、より高度なセキュリティー制御やシングルサインオン(SSO)を実現することも可能です。

C) 電子文書の検証並びに署名の有効性

弊社クラウドサービスでは、アップロードされた電子文書に対してハッシュ値を算出し、電子文書同様、そのハッシュ値を暗号化して安全に保管しています。当該ハッシュ値と比較対象電子文書(PDF形式でダウンロードされたファイル等)のハッシュ値を比較して、当該文書の非改ざん性を検証することが可能です。

また、署名者の認証方法や、署名場所(IPアドレス、GPS情報(デバイスで有効化している場合のみ))、署名時間等の署名に関わる詳細情報を弊社クラウドサービス内で安全に管理し、後日当該電子文書への合意形成プロセスを検証することが可能となっています。

D) 見読性の確保について

弊社クラウドサービスでは、弊社クラウドサービス契約者(以下 契約者)の電子文書を暗号化して保管しておりますが、契約者もしくは契約者が署名を求めた方(以下 署名者)には、当該電子文書へのアクセスを提供しております。顧客または署名者は、弊社クラウドサービス上の電子ファイルをPDFファイル形式で確認頂くことができます。また同ファイルは、ダウンロードや印刷を実行することも可能です。

E) 原本性の確保について

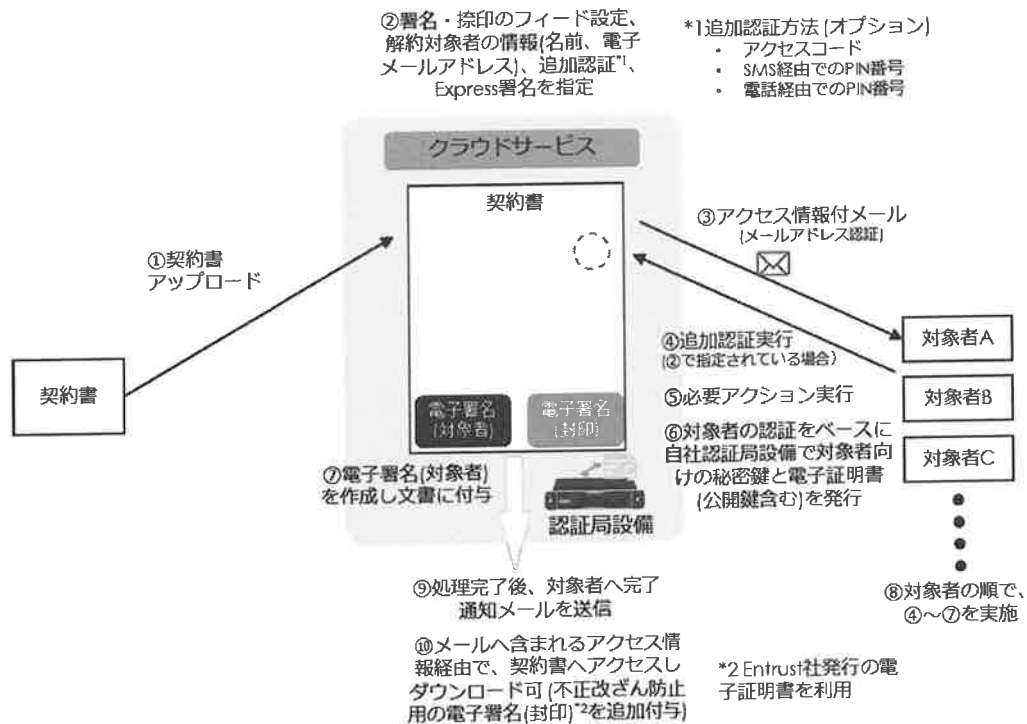
弊社クラウドサービスでは、弊社クラウドサービス契約者(以下 契約者)が電子文書をアップロードした時点から、当該電子文書を暗号化して保管しています。契約者が署名を求めた方(以下 署名者)は、契約者が要求した認証を経てアクション(署名、確認、承認等)を実行します。署名者は、契約者に要求されたアクション以外は実行することができない仕組みとなっており、当該アクションで生成されたデータは、全ての署名者の処理が完了した時点で、暗号化され電子文書に書き込まれ安全に保管されます。

上記のような暗号化の仕組みと暗号鍵の厳密な管理により、弊社クラウドサービスでは建設工事の請負契約上の契約事項等を記録した電磁的記録の原本性を担保しております。また、弊社クラウドサービスからダウンロードされるPDFファイル形式の電子文書については、改ざんを防止するため、ダウンロード時に、弊社の電子証明書で電子署名を施しています。(図の⑩行程)

(1) Express方式

- ・当社クラウドサービスアップロードされた電子文書に対して、各署名者が合意の証として、自身の署名や電子印影をイメージに加えて、弊社クラウドサービス管理の電子証明書を利用したPKIベースの電子署名（※）追加するサービス形式
- ・履歴情報（署名時間、署名者、アクセス場所）に加え電子署名を、電子文書を共に弊社クラウドサービス上で管理
- ・必要に応じ、電子文書の署名等に関わった関係者が、合意完了済みの電子文書と、署名
- ・必要に応じ、電子文書の署名等に関わった関係者が、電子署名が追加された電子文書と、署名の履歴が記載された証明書を、PKIの電子署名を付与したPDFファイルでダウンロード可能。

(※)




- A) 第三者による電子文書改ざんへの対策  
E-Signature方式と同様となります。
- B) 署名者本人の真正性  
基本、E-Signature方式と同様となりますが、DocuSign管理の電子証明書を利用した各署名者の電子署名が追加されます。
- C) 電子文書の検証並びに署名の有効性  
基本、E-Signature方式と同様となりますが、DocuSign管理の電子証明書を



利用した各署名者の電子署名が追加されますので、ダウンロードされたPDF形式ファイル上で、追加付与された電子署名（Entrust社管理）を元に、各署名並びに電子文書を検証することも可能となります。


D) 見読性の確保について

弊社クラウドサービスでは、弊社クラウドサービス契約者（以下 契約者）の電子文書を暗号化して保管しておりますが、契約者もしくは契約者が署名を求めた方（以下 署名者）には、当該電子文書へのアクセスを提供しております。顧客または署名者は、弊社クラウドサービス上の電子ファイルをPDFファイル形式で確認頂くことができます。また同ファイルは、ダウンロードや印刷を実行することも可能です。



E) 原本性の確保について

弊社クラウドサービスでは、弊社クラウドサービス契約者（以下 契約者）が電子文書をアップロードした時点から、当該電子文書を暗号化して保管しています。契約者が署名を求めた方（以下 署名者）は、契約者が要求した認証を経てアクション（署名、確認、承認等）を実行します。署名者が要求されたアクションを実施した後に、弊社サービスが当該署名者向けの電子証明書を発行し、当該署名者名義の電子署名を生成します。署名者は、契約者に要求されたアクション以外は実行することができない仕組みとなっており、当該アクションで生成されたデータと署名者向けに生成された電子署名は、全ての署名者の処理が完了した時点で、暗号化され電子文書に書き込まれ安全に保管されます。



上記のような暗号化の仕組みと暗号鍵の厳密な管理により、弊社クラウドサービスでは建設工事の請負契約上の契約事項等を記録した電磁的記録の原本性を担保しております。また、弊社クラウドサービスからダウンロードされるPDFファイル形式の電子文書については、改ざんを防止するため、ダウンロード時に、弊社の電子証明書で電子署名を施しています。（図の⑩行程）

## 6. その他

上記で説明いたしました、E-Signature方式とExpress方式で合意形成を行った電子文書並びにその履歴は、弊社クラウドサービスの中で安全に保管・管理されております。弊社クラウドサービスは、以下の認定機関等が要求している定期的な監査、審査を適切に履行しており、その安全性を担保しております。弊社クラウドサービス上で管理している電子文書や合意形成プロセスの完全性は、高度な暗号鍵管理、本人特定方法、ハッシュ値取得、不正改ざん防止対策を元を実現しています。

- ISO 27001:2013
- SSAE 16, SOC 1 Type2, SOC 2 Type 2
- PCI DSS
- CloudTrust

その他認定等につきましては、下記URLをご参照願います。

<https://trust.docusign.com/en-us/trust-certifications/>